

中小企業信用保険法第2条第5項第4号（突発的災害（自然災害等））

小山市

1. 認定基準

指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が、前年同月比マイナス20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等の見込みが前年同期比マイナス20%以上の見込みである中小企業者

なお、災害等の指定案件については、中小企業庁ホームページの4号指定案件をご参照ください

2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し (開業届、許認可証などでも可)
●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合）	
●認定申請書	
●認定申請書に記載した売上額や売上見込みを証明する資料の写し (例：月次損益計算書、売上台帳など)	
●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	

3. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- ・認定申請書の「私は」の後の空白には災害その他突発的に生じた事由を入れてください

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができます
- なお、代理申請の場合に必要となる委任状については、従来どおり押印が必要となります
- （法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
- （個人の場合）住所、氏名を明記している
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
 - ・押印がされていても受付いたします

4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係（TEL 0285-22-9275）